

総社市不妊に悩む方への特定治療に対する助成についてご案内

総社市では、不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対して、治療に係る費用の一部を助成しています。

令和4年4月1日からの特定不妊治療の保険適用に伴い、国・県の方針に準じた経過措置を実施します。

R4.4.1

	不妊症
助成対象者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象の治療終了後、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業を申請し交付決定されていること ・ 夫婦（法律上のご夫婦以外（事実婚）も含む）で、助成金の申請日において、本市に夫婦両者が1年以上継続して住所を有していること ・ 対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・ 給付対象の治療に対して、他の市町村から同種の助成金の給付を受けていないこと ・ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること <p>※令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳である場合は、44歳に達する日の前日まで対象者として取り扱う（新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療費の支払いが終了した日の属する年度の末日（3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌年度の5月15日までの申請であること。）
助成内容 (助成金額・助成回数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦間で行う特定不妊治療（岡山県男性不妊治療助成の上乗せがある場合はその治療も含む）に係る費用（保険適用外）から、岡山県の助成額を除いた額の1/2以内、1回あたり10万円を限度（千円未満切捨） <p><u>※特定不妊治療の治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、治療の終了日が令和4年度中である治療を実施した方。ただし、令和4年4月1日以降の治療も保険適用外で実施した場合に限る。</u></p> <p><u>※1回に限る。</u></p>
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付申請書（様式第1号） ・ 岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書の写し ・ 住民票（世帯員全員）の写し（原本）※コピー不可 ・ 岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認通知書の写し
医療機関の限定	医療機関が所在する都道府県，政令市，中核市の長が指定した医療機関（別表1）

別表 1 岡山県における不妊治療指定医療機関

指定医療機関名	〒	所在地	電話番号
(医) 岡南産婦人科医院	702-8043	岡山市南区平福 2 丁目 6 番 43 号	(086) 264-3366
三宅医院	701-0204	岡山市南区大福 369-8	(086) 282-5100
(医) 社団 岡山二人クリニック	701-1152	岡山市北区津高 285-1	(086) 256-7717
(医) 社団明和会 ペリネイト母と子の病院	703-8263	岡山市中区倉益 203-1	(086) 276-8811
(医) 宝生会 名越産婦人科	701-0153	岡山市北区庭瀬 231-2	(086) 293-0553
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町 2 丁目 5 番 1 号	(086) 223-7151
倉敷成人病クリニック	710-8522	倉敷市白楽町 250-1	(086) 422-2111
倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和 1 丁目 1 番 1 号	(086) 422-0210
赤堀クリニック	708-0051	津山市椿高下 33	(0868) 24-1212

※詳しくは総社市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ・申請先】

〒719-1192 総社市中央一丁目 1 番 1 号

総社市 保健福祉部 こども課 母子保健係

☎0866-92-8261

